児島湖に係る第5期湖沼水質保全計画

平成19年3月

岡山県

目 次

はじ	じめ	に・	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	計	画期	』•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	児	島湖の	り水	(質	保全	全に	こ厚	目す	つる	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1	.)	計画期	钥間	内	にす	奎 万	戈す	- ∼	くき	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2	;)	計画の	り目	標、	, ;	付货		とひ	長	:期	ビ	ジ	彐	ン	を	つ	な	(道	筋	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	湖	沼のカ	k質	[保	全に	こ賞	資す	ーる	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1)	下水流	道、	農	業賃	集落	喜 持	丰小	施	設	. ` `	合	併	処	理	浄	化	槽	等	の:	整	備	•	•	•	•	•	•	•	2
(2	:)	湖沼等	筝の)浄/	化丸	付货		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	水	質保全	全の	た	めの	の夫	見伟	引そ	0	他	(0)	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1)	工場	• 事	業	場技	非ス	大文	才策	i •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(2	;)	生活技	非水	(対)	策	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3	;)	畜産	巻に	.係	るシ	写泡	蜀貞	負荷	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(4	.)	流出	大文	十策	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(5	;)	緑地の	り保	ł全·	その	の化	也弱	環境	ξO)	保	護	•	口	復		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
5	そ	の他な	k質	[保	全位	かた	こと	りに	业	要	な	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
(1	.)	公共月	月水	(域)	の闘	監礼	見・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
(2	;)	調査研	开究	<u>さ</u> の	推注	焦		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
(3	;)	県民	ヒの)協(働に	こ。	よる	5 璟	境	保	:全	活	動	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
(4	.)	環境學	学習]の	推社	焦		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
(5	;)	関係言	計画	諍	6 ع	の車	を合	ļ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	12
(6	;)	事業を	皆等	[(こ)	対で	する	5き	え援	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13

別添1 流出水対策推進計画 別添2 水質用語の解説

はじめに

児島湖は、岡山県南部に位置する湖面積10.88km²、総貯水量2,607万 m³の人造湖であり、約5,100haに及ぶ沿岸農用地の用水の確保、塩害の一掃及び排水改良を目的として、国営児島湾沿岸農業水利事業による締切堤防の完成により昭和34年に誕生した。

児島湖の集水域である指定地域(流域)面積は、543.66km²であり、完成以来、県下最大の農業地帯として、わが国の水田農業近代化のための先導的役割を果たしてきた。

一方、児島湖は閉鎖性水域で、また、流域の人口は県人口の3分の1を占めており、人口の増加や産業活動の活発化に伴い、生活排水や産業排水の流入量が増大し、水質汚濁の問題が顕在化した。

そこで、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されて以来、 5年ごとに定める「児島湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、国、県、流域市町、県民、 事業者等が一体となり、ハード及びソフト両面の対策を推進してきた。

これにより、指定地域内の河川や湖沼への平成17年度の排出汚濁負荷量は、昭和63年度に比べ3割程度削減されるなど、児島湖湖心の化学的酸素要求量(COD)及び全窒素は、平成7年度以降徐々に改善された傾向が現れている。

今後も児島湖が農業用水源として重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育成し、周辺住民の暮らしを守り、県民が訪れ・遊び・学べる貴重な県民共有の財産であるという認識を踏まえた上で、平成37年頃の児島湖の水質を化学的酸素要求量5mg/L以下とする長期ビジョンを関係機関や関係者と共有し、将来にわたって確保、継承していくことが必要である。

本計画は、計画期間、計画期間内に達成すべき目標、目標を達成するために実施すべき対策等を定め、長期ビジョンの達成に向けた道筋を示すものであり、関係機関及び関係者の緊密な協調の下、県民との協働に重点を置いて、各種対策を強力に推進することにより、児島湖の水環境のさらなる改善を図るものである。

1 計画期間

この計画の期間は、児島湖水の滞留日数が年平均で10日~15日程度であるという特性から、比較的短い期間で各種対策の効果の発現が期待でき、かつ、具体的な事業量の把握可能な期間等を考慮し、平成18年度から平成22年度までの5カ年間とする。

2 児島湖の水質保全に関する方針

(1)計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、化学的酸素要求量、全窒素及び全りんについて水質目標値を定め、着実な水質改善を図る。平成

22年度の水質目標値は、化学的酸素要求量(75%値)7. $5 \,\mathrm{mg/L}$ 、全窒素(年平均値)1. $2 \,\mathrm{mg/L}$ 、全りん(年平均値)0. $1 \,7 \,\mathrm{mg/L}$ とする。

項	El .	現況	平成22年度				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ħ	(平成17年度)	対策を講じない場合	対策を講じた場合			
化学的酸素要求量	75%値	8. 3 mg/L	8. 7 mg/L	7. 5 mg/L			
(COD)	(参考) 年平均値	7. 5 mg/L	7. 6 mg/L	7 . 1 mg/L			
全窒素	年平均値	1. 3 mg/L	1. 4 mg/L	1. 2 mg/L			
全りん	年平均値	0. 20mg/L	0. 20 mg/L	0. 1 7 mg/L			

(2) 計画の目標、対策及び長期ビジョンをつなぐ道筋

児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、同計画の点検・評価、定期的な見直しを進め、それに伴う段階的かつ着実な水質の改善によって、平成37年頃の長期ビジョンの達成を目指す。

長期ビジョンの達成に向けて、下水道等の早期整備と高度処理の推進、処理施設への接続促進や、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽への転換を含めた整備促進を図るとともに、旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用や、ヨシ原の管理等による自然浄化力の再生への取組、農業従事者への環境にやさしい農業の普及促進に努めるほか、生活排水対策の進捗状況とその時点の水質の状況に応じて、児島湖の底泥の覆砂を検討する。

さらに、協働による環境美化活動や水質の監視、地域住民自ら実践できる水質保全活動など、官民一体となった様々な取組を推進し、児島湖流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、平成37年頃までに化学的酸素要求量を5mg/L以下まで改善し、県民が訪れ・遊び・学べる児島湖を創造する。

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備

① 下水道の整備、合流式下水道の越流水対策

指定地域内における下水道は、平成17年度末現在、8施設が稼動しており、その うち、化学的酸素要求量、全窒素、全りんの高度処理に対応している施設は、それぞ れ4施設、5施設、5施設である。

また、指定地域内の下水道処理人口は、380千人(うち53千人は流域外へ放流)、 普及率は59.2%、そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した下水道処理人 口は、314千人(普及率49.0%)、全窒素、全りんの高度処理に対応した下水道 処理人口は、316千人(同49.3%)である。

計画期間内に、下表のとおり下水道の整備を進め、平成22年度には普及率を64. 9%まで向上させることを目標とする。

また、平成17年度末現在、稼働している8施設のうち2施設が合流式下水道であり、そのうち、倉敷市単独公共下水道については、平成20年度までに合流改善するとともに児島湖流域下水道に接続し、岡山市旭西公共下水道については、合流改善するとともに、段階的に平成23年度までに児島湖流域下水道に接続する。

対策	実施主体	現 状(平成17年度)	目 標(平成22年度)		
		指定地域内の行政人口	指定地域内の行政人口		
		642千人	6 4 9 千人		
		下水道処理人口	下水道処理人口		
	県	380千人	421千人		
	岡山市	(⑥314千人)	(©369千人)		
下水道	倉敷市	(1) 3 1 6 千人)	(1) 3 7 1 千人)		
の整備	玉野市	(9316千人)	(9371千人)		
	総社市	下水道普及率	下水道普及率		
	早島町	59.2%	64.9%		
		(©49.0%)	(© 5 6. 9 %)		
		(N) 4 9. 3%)	(N) 5 7. 2%)		
		(P49.3%)	(P 5 7. 2%)		

[※] ② は化学的酸素要求量、**®** は全窒素、**®** は全リンの、それぞれ高度処理に対応した下水道処理人口と普及率(いずれも内数)を示す。

② 農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設は、平成17年度末現在、13施設が稼動しており、そのうち化学的酸素要求量、全窒素、全りんの高度処理に対応している施設は、それぞれ4施設、13施設、9施設である。

指定地域内の農業集落排水処理人口は、平成17年度末現在、5,063人、普及率は0.8%である。そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、984人(普及率0.2%)、全窒素、全りんの高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、それぞれ5,063人(同0.8%)、4,079人(同0.6%)である。計画期間内には、総社市において1施設の実施設計が行われる予定である。

対 策	実施主体	現 状(平成17年度)	目 標(平成22年度)
		指定地域内の行政人口	指定地域内の行政人口
		6 4 2 千人	649千人
		農業集落排水処理人口	農業集落排水処理人口
		5,063人	4,952人
農業集落	岡山市	(⑥ 984人)	(© 969人)
排水施設	倉敷市	(1)5,063人)	(1)4, 952人)
の整備	総社市	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(193, 983人)
		農業集落排水施設普及率	農業集落排水施設普及率
		0.8%	0.8%
		(© 0. 2%)	(© 0. 1%)
		(N) 0. 8%)	(N) 0. 8%)
		(P0.6%)	(P0.6%)

^{※ ©} は化学的酸素要求量、N は全窒素、P は全リンの、それぞれ高度処理に対応した農業集落排水 処理人口と普及率(いずれも内数)を示す。

③ 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽は、平成17年度末現在、18,361基が整備されており、今後、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽の整備・普及を図る。

また、指定地域内におけるし尿処理施設は、平成17年度末現在、6施設(770 kl/日)が稼動しており、そのうち2施設は、浄化槽汚泥の脱水ろ液を公共下水道に投入し高度処理を行っている。

計画期間内においては、総社市のし尿処理場1施設(90kl/日)を更新する。

対 策	実施主体	現 状(平成17年度)	目 標(平成22年度)				
合併処理	岡山市	指定地域内の施設数	指定地域内の施設数				
浄化槽の	倉敷市	18,361基	24,165基				
整備	玉野市	合併処理浄化槽処理人口	合併処理浄化槽処理人口				
	総社市	111千人	121千人				
し尿処理	岡山市	指定地域内の施設数・処理能力	指定地域内の施設数・処理能力				
施設の整	倉敷市	6 施設・770 kl /日	6 施設・780 kl/日				
備	玉野市	(2施設・310 kl /日)	(2施設・310kl/日)				
	総社市						

^{※「}し尿処理施設の整備」欄の()内は、脱水ろ液を公共下水道に投入し高度処理している施 設数及び処理能力を示す。

[※]農業集落排水処理人口は、自然減を見込む。

(2) 湖沼等の浄化対策

① 水生植物の適正な管理

児島湖における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁を防止するため、ヨシ原の適正な管理を図るとともに、農業用水の利用や漁業、舟運の障害となる過剰に繁茂した水草、切れ藻等の除去を行う。

対 策	実施主体	現状(平成13~17年度)	目標(平成18~22年度)
ヨシ原の管理	県	37, 100 m²	50,000 m²
水草等の除去	県	21, 916 m ³	30,000 m ³

② 農業用水の再利用

非かんがい期において、児島湖の水質保全に資するよう、旭川及び高粱川からの農業用水を再利用する。

対 策	実施主体	現状(17年度)	目標(平成22年度)			
農業用水の再利用	県、岡山市 倉敷市 総社市	468,000m³/日	596,000m³/日			

③ 流入河川等のしゅんせつ

笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路において、しゅんせつ を行う。

対 策	実施主体	現状 (平成13~17年度)	目標(平成18~22年度)		
流入河川の	ΙĦ	$1.3, 8.7.8 \text{ m}^3$	$20, 000 \text{ m}^3$		
しゅんせつ	県	13, 878 118	20,000 m		
	岡山市				
用排水路の	倉敷市	0 5 0 2 3	0 0003		
しゅんせつ	総社市	9, 523 m^3	$8, 900 \text{ m}^3$		
	早島町				

④ 流入河川等における水生植物の適正な管理

流入河川や用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁及び児島湖への流入を防止するため、ヒシ等の除去、既存の水利施設の障害となる過剰に繁茂した水草、切れ藻等の除去を行う。

対 策	実施主体	現状 (平成13~17年度)	目標(平成18~22年度)
流入河川に			
おける水生	県	8, 703 m ³	$4, 300 \text{ m}^3$
植物の除去			
用排水路に			
おける水生	県	308 m^3	$2\ 0\ 0\ \mathbf{m}^{3}$
植物の除去			

⑤ 多自然川づくり等の推進

河川や用排水路の護岸改修に当たっては、多自然川づくりを行うなど、自然の水質 浄化機能を回復、活用するよう努める。

社 签	現状(平	成13~17年度)	目標(平成18~22年度)			
対策	実施主体	内 容	実施主体	内 容		
河川等の改修			県 総社市	7 箇所		
水路等の整備	岡山市	ホタル水路の整備 1 箇所	総社市	1 箇所		

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に加えて、岡山県では、排水基準を定める条例により、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場(ただし、一部の特定施設及びみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置している事業場については、排水量を問わない。)に対し、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、変素含有量、りん含有量等に係る上乗せ排水基準を適用している。

また、日平均排水量が50m³以上の特定事業場については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準についても適用している。

さらに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、水質汚濁防止法等で規制されていない事業場のうち、比較的汚濁負荷の高い20施設を特定施設に指定し、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等の排水基準を適用している。

こうした排水基準及び総量規制基準を遵守させるため、立入検査等により監視・指導を強化するとともに、市町と連携を図りながら、違法行為に対する指導・取締りを徹底する。

② 汚濁負荷量の抑制

湖沼特定事業場の汚濁負荷量を抑制するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、汚濁負荷量の規制基準を適 用し、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

③ 指定施設等の構造、使用の規制

湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に基づく指定施設、並びに同施行令第10条に基づく準用指定施設については、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例に基づき、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

〈規制措置の状況 (平成17年度末現在)〉

		H 376 /A	Ξ.	事業場数	女	規制措置				
工場	場・事業場	日平均 排水量	岡山市 所管	倉敷市 所管	県 所管	濃度 規制	総量 規制	負荷量規制	構造 使用 規制	
水質活	特定事業場(みなし指	50m³以上	7 3	4 8	1 5	適用	適用	適用	_	
法・湖沼法・湖沼	定地域特定施設を設置	20 m³以上 50 m³未満	1 2 0	4 8	5	一部適用		_	_	
法・湖沼水質保全特別措置法水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置	が する 事業場 を 含む。)	2 0 m ³未満	4 3 3	264	8 4	一部適用		_	_	
別措置法	指定施設	_	0	0	0	_	_	_	適用	
特別措置	準用指定 施設	_	0	4	0	_	_	_	適用	
岡山県環境への負		50m³以上	0	1	0	適用		_	_	
条例	低減に関する	20m³以上	1 0	2 7	2	適用	_	_	_	

④ 小規模特定・未規制事業場に対する指導、助言、勧告

水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制 の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場 について、必要な指導、助言、勧告を行う。

(2) 生活排水対策

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等

指定地域内において、水質汚濁防止法により生活排水対策重点地域に指定されている岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業と整合を図りつつ、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進する。

② 下水道等への接続促進

下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を行う。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に当たっては、浄化槽撤去費用助成制度の普及により、その促進を図る。

④ 浄化槽の適正な設置及び管理

浄化槽については、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、検査の徹底に努め、不適切な施設に対しては、立入検査等により 関係法令の遵守徹底を図る。

⑤ 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理くずの流出防止、ディスポーザーの使用禁止(岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。)、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等について指導するとともに、パンフレット・チラシの配布、研修会の開催、マスメディアを利用した広報等、生活雑排水対策の推進に係る普及啓発に努める。

⑥ 環境保全実践モデル地区の見直し

岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区は、指定地域内で11 カ所が指定され、市町において策定された環境保全推進計画に基づき各種実践活動に 取り組んできたところであるが、より効果的な環境保全への取組を行うため、本制度 のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 排水濃度規制及び構造・使用規制

日平均排水量が20m³以上の畜舎(面積300㎡以上の豚房については排水量を問わない。)からの排水に対しては、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準を適用するとともに、規制の対象とならない指定施設、準用指定施設に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底を図る。

② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守

指定地域内の畜産農家(23戸)に対して、毎年度、全戸巡回指導を実施し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に沿った排せつ物の管理がなされるよう指導し、不適切な事業者に対しては、指導、助言、勧告、命令を行うほか、必要に応じ、畜産環境整備リース事業、家畜ふん尿処理システム化施設設置事業等により助成を行い、家畜による水質汚濁の未然防止に努める。

(4) 流出水対策

① 農地対策

岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、有機物の適切な農地還元等による土づくりを基本に、土壌診断による適正かつ効率的な施肥等により化学肥料の施用量を低減し、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業を推進するとともに、水田の水質浄化機能を活かした水管理を推進する。

対策	実施主体	内 容
土づくりに関する技術の		・たい肥等有機質資材の施用
普及		・レンゲ等緑肥作物の利用
	県	・作物の根の周辺等、効果的な場所(局
化学肥料低減技術の普及	市町	所) への肥料の施用
	農協	・作物の生長に合わせて効果が現れる肥
	農家	料(肥効調節型肥料)の施用
水、畦畔管理技術の普及		・代かきや施肥後の適切な水管理及び畦
		畔管理

② 都市地域対策

市街地等からの降雨に伴い流出する汚濁負荷に関しては、道路路面、道路側溝等の 清掃を行うとともに、地域住民の協力を得て、公園、生活道路、側溝等の清掃を実施 する。また、市街地等からの汚濁負荷に関し実態把握に努めるとともに、透水性舗装 や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策を検討する。

対策	実施主体	現状(平成13~17年度)	目標(平成18~22年度)
道路路面の清掃(国道、県道)	国、県	2,787km/年	2,787km/年
道路路面の清掃(市町道)	市町	5,792km/年	5,792km/年

③ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策

湖沼水質保全特別措置法に基づき、次の地区を流出水対策地区として指定するとともに、流出水対策推進計画(別添1)を定め、重点的な対策を実施するよう努める。

〈指定地区〉岡山市灘崎町北七区地区(農地 3.38㎢、道路 24.9㎞)

〈対 策〉・十壌診断による適正な施肥量の指導

- · 湖沼流域水環境保全手法確立調查
- ・農業用水路の直接浄化対策
- ・アダプト等による道路、水路の環境美化活動
- ・道路管理者による道路、側溝等の清掃
- 普及啓発活動
- ・効果確認のための各種調査

(5) 緑地の保全その他環境の保護・回復

- ・ おかやまアダプト推進事業を一層推進し、地域住民との協働による児島湖流域(湖畔、道路、河川)の環境美化に努めることにより、流域の水質を保全する。
- ・ 身近な生き物の里事業、スイゲンゼニタナゴ保護対策事業等により、流域河川に生 息する生物の保護活動を通じて、流域の水質保全意識の高揚を図る。
- ・ 生活様式の変化や都市化の進展により、放置され荒廃が進んでいる里山を再生する ため、地域住民との協働により里山再生事業等を実施し、水質保全に資する森林の保 全、涵養機能の回復に努める。
- ・ 児島湖を淡水魚介類の豊富な漁場として再生させるため、産卵・育成の場となる水 生植物帯の適正な管理や、清掃活動の一層の推進等により水質を保全し、淡水魚介類 の生育環境の改善を図る。

・ 本計画中の各種汚濁源対策と相まって児島湖の水質保全に資するよう、自然環境保 全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地保全法、河川法、土 地改良法等関係法令や関係諸制度の的確な運用を行うことにより、緑地の保全その他 自然環境の保護に努める。

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の監視

① 公共用水域の水質測定

指定地域内の公共用水域の水質の状況を的確に把握するため、岡山市、倉敷市では、 児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、定期的に水質の監視、測定を実施する。また、その他の市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を行う。

② 県民との協働による監視等

児島湖に親しみと関心をもってもらうため、「児島湖環境モニター(仮称)」を募集 し、定期的なモニタリング及び県民にわかりやすい指標(例:湖水の透明度、におい、 湖辺のゴミの量等)に基づくチェック、評価を行ってもらい、その結果を水質の監視・ 測定結果に活用する。併せて、モニター会議等の場で必要な対策等について意見交換 を行う。

(2)調査研究の推進

① 水質汚濁メカニズムの解明等

児島湖の水質汚濁メカニズムの解明に向けて、特定汚染源及び非特定汚染源の原単位等に関する調査等(岡山県等)や環境負荷の少ない営農手法の排出負荷削減効果に関する調査(中国四国農政局)など、水質改善対策に資する調査研究を推進する。また、児島湖に適した水質浄化技術に関する情報収集に努める。

② 協働研究事業の推進

行政機関と大学等が協働で児島湖流域の水環境の改善に係る研究を推進し、得られた成果を児島湖流域の水環境の改善対策に反映させる。

③ 水生植物の有効活用等に係る研究の推進

廃棄物として処理されている児島湖で刈り取ったヨシ等の水生植物を利用して、高 品位炭を製造し、この高品位炭を児島湖の水質浄化に役立てるため、高品位炭の製 造・使用方法の検討や、効果的な浄化システム・浄化装置の調査研究、費用対効果の 検証等を推進する。

(3) 県民との協働による環境保全活動の推進

① 推進体制の拡充

長期ビジョンの達成に向けて、これまで環境保全活動を推進してきた児島湖流域環境保全対策推進協議会を必要に応じて見直すなど、地域住民、NPO、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の協働によるネットワークの拡充を図る。

② 積極的な情報発信

公共用水域の水質測定及び児島湖環境モニター(仮称)との協働による監視等の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的な情報発信に努める。

③ 普及啓発活動の推進

児島湖の水質保全対策を推進するに当たっては、地域住民の生活排水対策等に関する理解と協力が不可欠であることから、各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等を一層推進するとともに、シンポジウム、イベント等県民との協働による児島湖ふれあい事業を通じて、水質保全に関する普及及び意識の高揚を図る。

④ ユスリカ対策の推進による水質保全意識の高揚

児島湖周辺で季節的に大量発生しているユスリカは、不快害虫として大きな問題となっているが、当面は住民との協働による調査研究や関係機関・関係者で構成する研究会の開催等により、湖辺の環境整備等効果的な対策を図りつつ、根本的なユスリカ対策である下水道の整備や環境美化活動など水質浄化対策に関する各種情報を積極的に発信し、地域住民の水質保全意識の高揚を図る。

(4)環境学習の推進

水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、NPO等との協働により、小・中学生を対象とした児島湖環境学習事業を実施するほか、小学生を対象とした環境教育用副読本や児島湖ガイドの作成・配付、中・高校生を対象とした環境研究活動に対する助成など、児島湖を教材とした環境学習の積極的な推進を図る。

(5) 関係計画等との整合

本計画の推進に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画との整合性の確保を図るとともに、岡山県児島湖環境保全条例や新おかやま夢づくりプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

(6) 事業者等に対する支援

政府系金融機関による融資制度のほか、岡山県及び市町の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進する。